

# 笠岡市人事行政の運営等の状況を公表します

## 1. 職員の任免及び職員数に関する状況

### (1) 職員数の推移（各年4月1日現在）

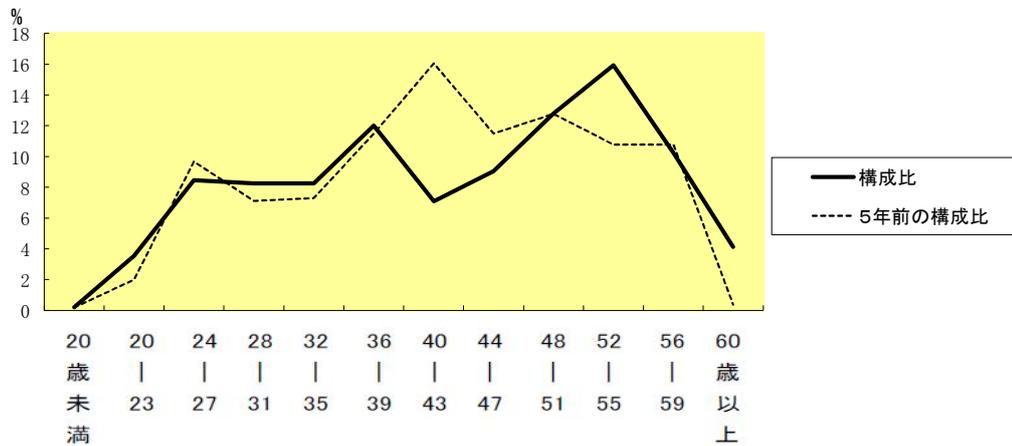
年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
職員数	536 人	528 人	527 人	529 人	508 人	510 人	512 人	508 人
対前年	-6 人	-8 人	-1 人	2 人	-21 人	2 人	2 人	-4 人

### (2) 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日）

区 分	部 門	職 員 数						対前年 増減数	主な増減理由
		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年		
普 通 会 計 部 門	議 会	6	6	6	6	6	5	-1	正規職員から再任用短時間職員への配置変更
	総 務	79	80	81	83	88	90	2	危機管理課の体制強化、前年度欠員職場への職員配置
	税 務	17	18	17	18	19	18	-1	正規職員から再任用短時間職員への配置変更
	労 働	3	2	2	2	2	2	0	
	農 林 水 産	17	17	18	18	17	17	0	
	商 工	7	7	7	8	7	7	0	
	土 木	40	42	41	39	38	38	0	
	民 生	87	86	94	96	105	117	12	機構改革による福祉部門の組織再編、子ども家庭センターの設置
	衛 生	44	49	47	52	49	43	-6	機構改革による児童福祉部門の組織再編
	計	300	307	313	322	331	337	6	<参考> 人口1万人当たり職員数 76.54 人
教 育	小 計	60	61	51	50	40	40	0	
	小 計	360	368	364	372	371	377	6	<参考> 人口1万人当たり職員数 85.62 人
公 営 企 業 等 会 計 部 門	病 院	109	103	91	88	93	88	-5	退職者不補充
	水 道	14	14	15	15	14	13	-1	機構改革に伴う職員配置の変更
	下 水 道	10	9	9	10	10	9	-1	退職者不補充
	そ の 他	34	35	29	25	24	21	-3	会計区分間の職員配置の変更
	小 計	167	161	144	138	141	131	-10	
合 計	527	529	508	510	512	508	-4	人口1万人当たり職員数 115.37 人	

※派遣職員等の計上方法が異なるため、他表の職員数と差がある場合があります。

### (3) 年齢別職員構成の状況（令和7年4月1日現在）



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	1 人	18 人	43 人	42 人	42 人	61 人	36 人	46 人	65 人	81 人	52 人	21 人	508 人

### (4) 職員の採用及び退職等の状況（令和6年4月2日～令和7年4月1日）

区 分	採 用	退 職	一部事務 組合派遣	一部事務組 合派遣解除	その他	増減数
一般行政職等	17 人	17 人	4 人	1 人	0 人	-3 人
技能労務職	5 人	4 人	0 人	0 人	0 人	1 人
教 育 職	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
医 療 職	5 人	7 人	0 人	0 人	0 人	-2 人
計	27 人	28 人	4 人	1 人	0 人	-4 人

(5) 定員管理の数値目標及び進捗状況

①令和5年4月1日～令和9年4月1日における定員適正化計画の数値目標

令和5年4月1日 普通会計職員数	令和9年4月1日 普通会計職員数(目標値)	目標値に対する過不足数	達成率
377 人	376 人	1 人	99.7 %

(参考) 第9次笠岡市行政改革大綱における定員管理の数値目標

計画期間		数値目標
始期	終期	
令和5年4月1日	令和9年4月1日	普通会計の職員数 376人

②定員管理の年次別進捗状況(実績)の概要

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和5年～令和9年 計	(参考) 数値目標
		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目		
普通会計	職員数	372	371	377			—	376
	増減		-1	6	0	0	5	
公 営 企 業 等 会 計	職員数	138	141	131			—	—
	増減		3	-10	0	0	-7	
計	職員数	510	512	508	0	0	—	—
	増減		2	-4	0	0	-2	

- (注) 1 増減は、各年の欄にあつては対前年比の職員増減数を、計の欄にあつては1年目からの累計の職員増減数を示す。  
2 参考の数値目標は、定員適正化計画の数値目標です。

2. 職員の人事評価の状況

令和6年度は、笠岡市職員の人事評価実施要綱に基づき、下記のとおり人事評価を実施した。

対象者	すべての職員
評価期間	当年の4月1日から翌年3月31日まで
評価項目	能力評価：標準職務遂行能力に照らし、職員が実際に職務上とった行動がこれに該当するかを評価 業績評価：組織目標と自分の職務役割等から個人の目標を設定し、その達成度を評価
評価方法	相対評価で評価を行い、評価基準に照らして個人の業績や能力を分析的かつ多面的に評価

3. 職員の給与の状況

(1) 総括

①人件費の状況(令和6年度普通会計決算)

区 分	住民基本台帳人口 (令和7年1月1日)	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人 件 費 率 B/A	(参考) 令和5年度の人件費率
6年度	44,030 人	26,249,132 千円	482,156 千円	4,518,366 千円	17.2 %	15.8 %

※人件費には、市長・議員などの給与、報酬を含んでいます。

②職員給与費の状況(令和6年度普通会計決算)

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
6年度	371 人	1,459,712 千円	275,746 千円	602,322 千円	2,337,780 千円	6,301 千円

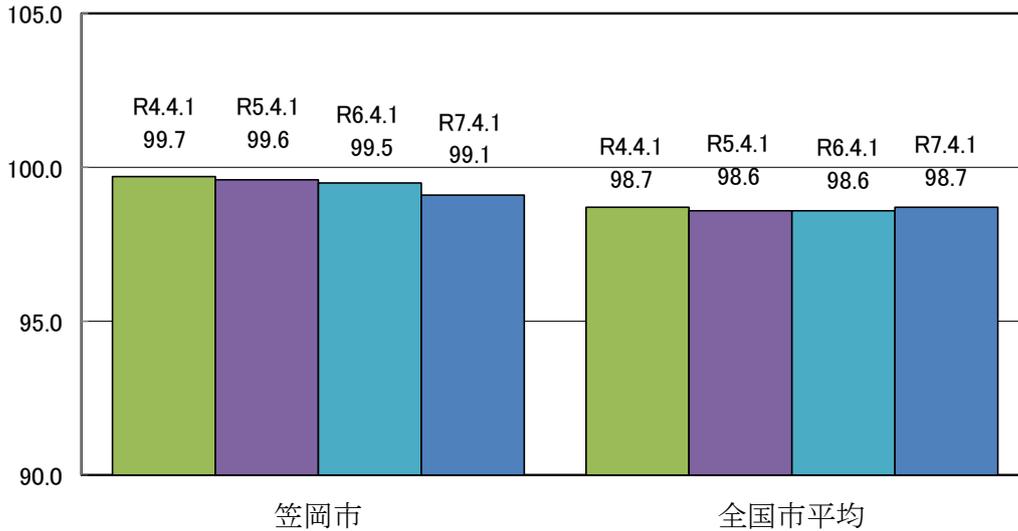
※職員手当とは、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外手当、管理職手当などです。(退職手当を除く)

※職員数については、令和6年4月1日現在の人数です。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含めていません。

※給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれていますが、会計年度任用職員の給与費は含めていません。

④ラスパイレス指数の状況

(例)



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。  
 2 ラスパイレス指数の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。  
 ※ 令和7年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

③給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引き下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

1 給料表の見直し

[  実施       未実施 ]

実施内容（平均引き下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期） 平成27年4月1日

（内容） 一般行政職の給料表について、国の見直しを踏まえ、平均2%引下げ。  
 激変緩和のため、5年間（令和2年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。  
 他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

2 地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合） 東京・大阪・岡山市について国準拠。

（実施時期） 平成27年4月1日より実施。

（参考）

	平成26年度 の支給割合	見直し後の支給 割合（H31.4.1）	平成27年度以降の 支給割合
国基準による支給割合	0%	0%	0%
笠岡市の支給割合	0%	0%	0%

3 その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日実施）

(2) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

① 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和7年4月1日現在）

a. 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
笠岡市	42.1 歳	332,369 円	397,997 円	361,239 円

b. 技能労務職

区 分	公 務 員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
笠 岡 市	50.4 歳	28 人	323,886 円	371,280 円	335,025 円
うち清掃職員	51.2 歳	15 人	311,920 円	373,594 円	327,260 円
うち調理員	49.1 歳	11 人	332,545 円	348,464 円	337,564 円

c. 教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
笠岡市	46.3 歳	380,453 円	446,713 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。  
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。  
 また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

② 職員の初任給の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		笠 岡 市
一般行政職	大 学 卒	222,000 円
	高 校 卒	193,500 円
技能労務職	高 校 卒	185,700 円
	中 学 卒	175,800 円

③ 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満
一般行政職	大 学 卒	303,100 円	341,300 円	373,300 円
	高 校 卒	—	—	—
技能労務職	高 校 卒	—	—	—
	中 学 卒	—	—	—

※大学卒、高校卒及び中学卒の区分は、地方公務員給与実態調査の要領により、職員の給与決定の基礎として用いた学歴免許等の資格に基づいて記載しています。

※3人以下となる階層は、近似の平均値が得られないため、記載していません。

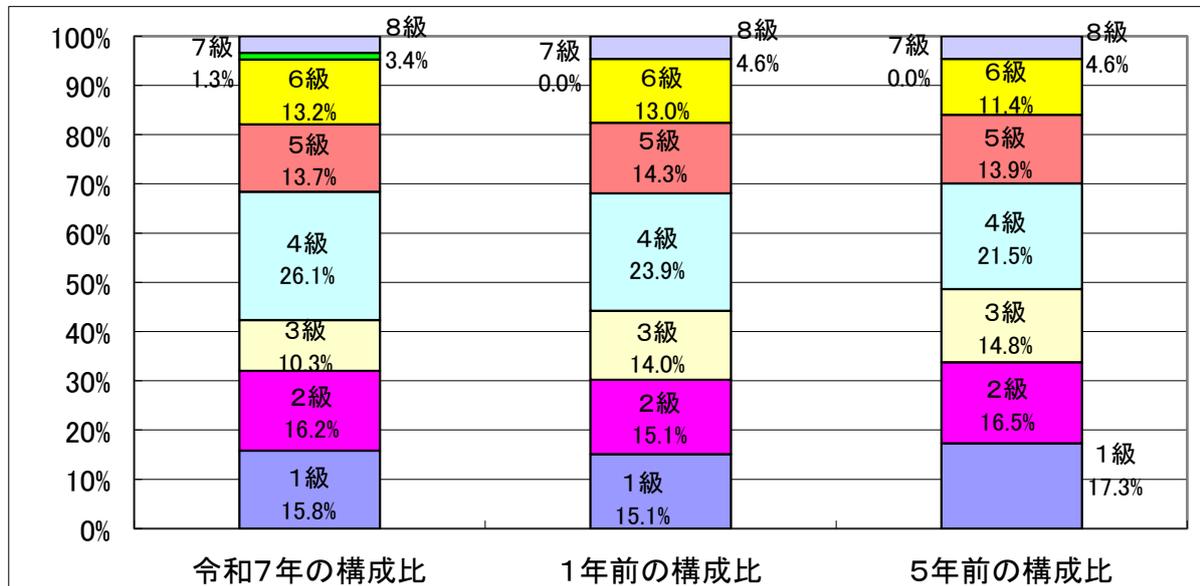
(3) 一般行政職の級別職員数等の状況

① 一般行政職の級別職員数の状況（令和7年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事補・技師補	37人	15.8%	182,500円	257,300円
2級	主事・技師	38人	16.2%	229,000円	294,400円
3級	主任主事・主任技師	24人	10.3%	268,400円	384,100円
4級	係長・主査	61人	26.1%	286,400円	392,900円
5級	課長補佐・主幹	32人	13.7%	308,900円	400,200円
6級	課長・参事	31人	13.2%	334,200円	417,700円
7級	次長	3人	1.3%	372,900円	455,300円
8級	部長	8人	3.4%	415,200円	486,000円

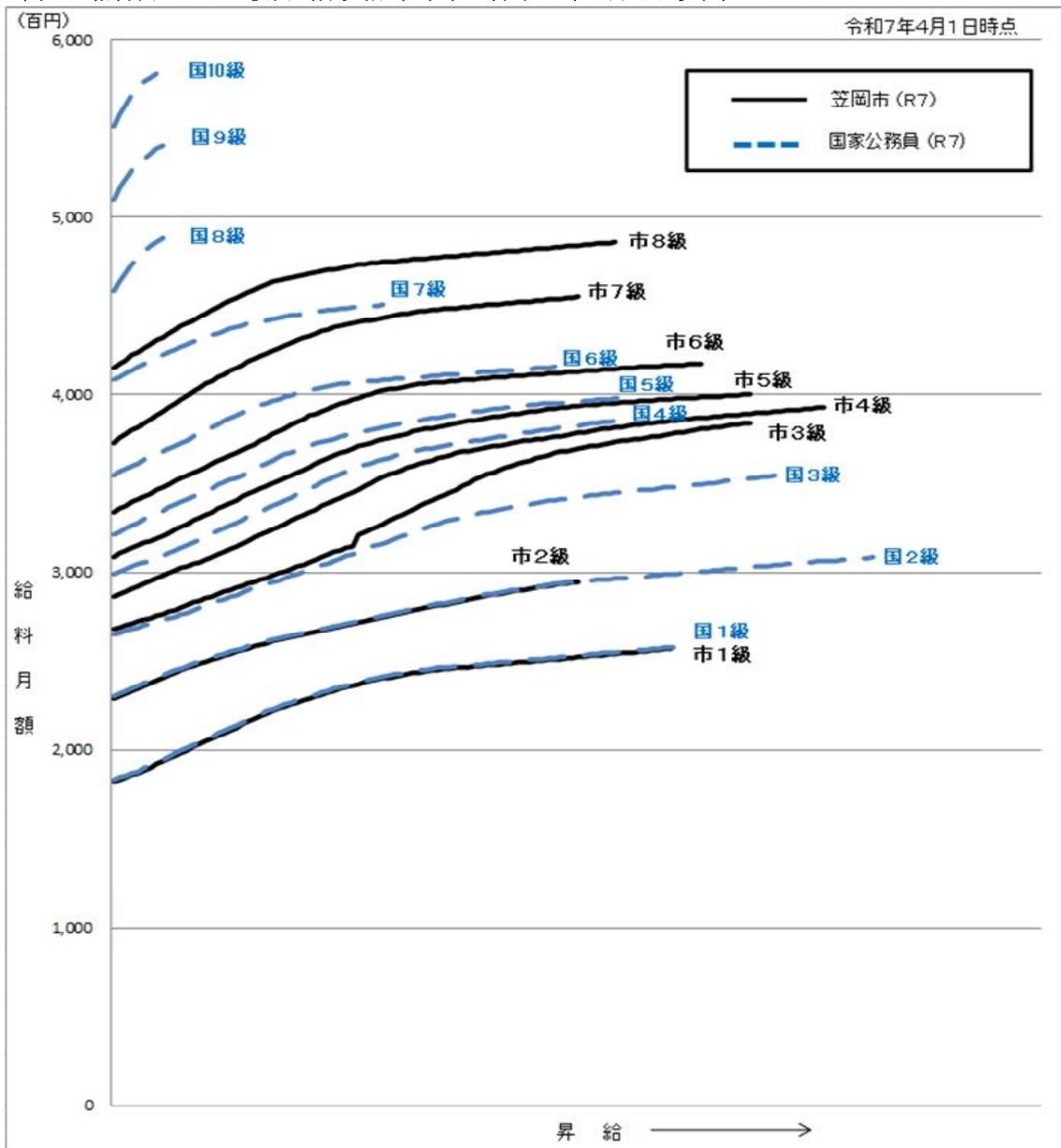
(注) 1 笠岡市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に給料構造を変更するとともに、一職一級制としている。

② 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和7年4月1日現在）



③ 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（笠岡市）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位, 標準, 下位の区分	○		○	
上位, 標準の区分				
標準, 下位の区分				
標準の区分のみ (一律)	/	○	/	○
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(4) 職員の手当の状況

① 期末手当・勤勉手当

笠 岡 市	岡 山 県	国
1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,649 千円	—	—
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.40) 月分 (1.00) 月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.40) 月分 (1.00) 月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.4) 月分 (1.00) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ( )内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（笠岡市）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）	/		/	
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

② 退職手当（令和7年4月1日現在）

笠 岡 市	国
(支給率) 自己都合 19.67 月分 応募認定・定年 24.59 月分 勤続20年 28.04 月分 勤続25年 33.27 月分 勤続35年 39.76 月分 最高限度額 47.71 月分 その他の加算措置 (退職時特別昇給制度なし) 1人当たり平均支給額 1,661 千円 20,389 千円	(支給率) 自己都合 19.67 月分 応募認定・定年 24.59 月分 勤続20年 28.04 月分 勤続25年 33.27 月分 勤続35年 39.76 月分 最高限度額 47.71 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例 (2～4.5%加算)

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

③ 地域手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）	843 千円		
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	422 千円		
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度（支給割合）
岡山市	3 %	1 人	3 %
大阪市	16 %	0 人	16 %
東京都のうち特別区	20 %	0 人	20 %
地域手当補正後ラスパイレス指数 (ラスパイレス指数)	99.1 (99.1)		

(注) 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。  
(補正前のラスパイレス指数 × (1+当該団体の地域手当支給率) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)

④ 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）		4,231 千円		
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）		27,299 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和6年度）		41.8 %		
手当の種類（手当数）		11		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務		左記職員に対する支給単価
変死体処理手当	業務従事職員	変死者の死体処理に 従事	死体処理に直接従事	1体4,800円
			検視立会のみ	1回1,600円
感染症防疫従事手当	業務従事職員	感染症患者又は感染症の病原体に汚染され、若しくは汚染された疑いのある物件に接触し防疫に従事		1回400円
用地交渉手当	業務従事職員	庁外において、勤務時間外に1時間以上公共用地等の取得若しくは補償、又は土地区画整理法に基づく換地計画の実施に関し、当該権利者と直接面接して折衝事務に従事		日額800円
応急復旧作業従事手当	業務従事職員	風水害等非常災害時に応急復旧作業に直接従事		1時間320円
医療手当	医師	真鍋島診療所で医療に従事		月額 給料月額の40%以内
財産差押引揚手当	業務従事職員	市税その他徴収金の滞納による財産差押え又は財産差押え物件の引揚げに現地で直接従事		1世帯800円
入所者死体処理手当	業務従事職員	恵風荘の入所者の死体処理に従事		1体1,600円
清掃業務職員手当	業務従事職員	直接し尿又はごみの処理に従事		日額1,000円
非常時配備手当	業務従事職員	風水害等非常災害時に注意、警戒及び非常災害体制の要員として勤務時間外に非常配置		1回1,200円
有害鳥獣殺処分手当	業務従事職員	笠岡市鳥獣被害防止計画に定める有害鳥獣の殺処分の業務に直接従事		1回1,000円（大型獣） 1回500円（大型獣以外）
災害応急作業等手当	業務従事職員	災害救助法が適用された同法第2条第1項に規定する災害発生市町村の区域等（市内を除く。）において行う避難所の運営業務その他の被災地支援に関する業務に従事		1回710円

⑤ 時間外勤務手当

支給実績（令和6年度決算）	119,009 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	321 千円
支給実績（令和5年度決算）	112,404 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	309 千円

（注）職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（〇年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

⑥ その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（令和6年度決算）	職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）
扶養手当	扶養親族一人につき月額4,000円から11,300円	同じ	—	36,650 千円	239,541 円
住居手当	家賃区分により最高月額28,000円	同じ	—	23,068 千円	248,040 円
通勤手当	交通機関の利用者は運賃を基礎として月額最高150,000円まで、自動車などの使用者は距離区分により月額3,000円から28,000円	異なる	支給額	27,377 千円	84,237 円
管理職手当	役職に応じて1月当たり定額を支給	異なる	支給額	55,728 千円	546,349 円
休日勤務手当	休日勤務1時間につき、1時間当たり単価の135%	異なる	支給額の算出方法	6,189 千円	65,836 円
特地勤務手当	条例に規定された勤務地で勤務した場合、1月当たり給料月額の8%から20%	異なる	支給率	2,162 千円	360,358 円
宿日直手当	宿日直勤務1回につき5,400円	異なる	支給額	1,204 千円	34,411 円
管理職員特別勤務手当	管理職が週休日及び休日に勤務した場合、1回当たり6,000円等	異なる	支給額	3,104 千円	41,945 円

(5) 特別職の報酬等の状況 (令和7年4月1日現在)

区 分		給 料	月 額	等
給 料	市 長	837,000 円		
	副 市 長	( 930,000 円 )		
	教 育 長	( 755,000 円 )		
		( 641,250 円 )		
報 酬	議 長	501,300 円		
	副 議 長	( 557,000 円 )		
	議 員	( 468,350 円 )		
		( 493,000 円 )		
期 末 手 当	市 長	(令和6年度支給割合)		
	副 市 長	3.8	( 3.8 )	
	教 育 長	3.8	月分 ( 3.8 )	月分
		3.8	( 3.8 )	
	議 長	(令和6年度支給割合)		
	副 議 長	3.5	( 3.5 )	
退 職 手 当	市 長	(算定方式)		
	副 市 長	930,000円 × 在職月数 × 45/100	(1期の手当額)	(支給時期)
	教 育 長	755,000円 × 在職月数 × 30/100	20,088,000 円	任期毎
	備 考	675,000円 × 在職月数 × 25/100	10,872,000 円	任期毎
		6,075,000 円		任期毎

- (注) 1 給料・報酬及び期末手当の( )内は、減額措置を行う前のものである。  
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。(教育長は1期が3年)

(6) 公営企業職員の状況

① 水道事業

a. 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用	純損益又は実質収支	職員給与費	総費用に占める職員給与費比率	(参考) 令和5年度の総費用に占める職員給与費比率
	A		B	B/A	
6年度	千円 1,141,551	千円 118,227	千円 125,441	% 10.9	% 10.6

区 分	職員数 A	給 料 与 費			一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	
6年度	人 13	千円 57,323	千円 13,957	千円 23,179	千円 7,266

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含めていません。  
 2 職員数については、令和7年3月31日現在の人数です。  
 3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含みません。

b. 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況 (令和7年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
笠岡市	44.9 歳	360,014 円	545,679 円

- (注) 基本給には、扶養手当を含む。  
 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

c. 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

水 道 会 計	一 般 会 計
1人当たり平均支給額 (令和6年度) 1,049 千円	1人当たり平均支給額 (令和6年度) 1,649 千円
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 ( 1.40 ) 月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 ( 1.40 ) 月分
勤勉手当 2.10 月分 ( 1.00 ) 月分	勤勉手当 2.10 月分 ( 1.00 ) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%

- (注) ( )内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和7年4月1日現在）

水道会計			一般会計		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.67 月分	24.587 月分	勤続20年	19.67 月分	24.587 月分
勤続25年	28.04 月分	33.270 月分	勤続25年	28.04 月分	33.270 月分
勤続35年	39.76 月分	47.71 月分	勤続35年	39.76 月分	47.71 月分
最高限度額	47.71 月分	47.71 月分	最高限度額	47.71 月分	47.71 月分
その他の加算措置 (退職時特別昇給 制度なし)	定年前早期退職特例(2~45%加算)		その他の加算措置 (退職時特別昇給 制度なし)	定年前早期退職特例(2~45%加算)	
1人当たり平均支給額	0 千円	20,001 千円	1人当たり平均支給額	1,661 千円	20,389 千円

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当

(令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)		0 千円	
職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)		0 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
岡山市	3 %	0 人	3 %
大阪市	16 %	0 人	16 %
東京都のうち特別区	20 %	0 人	20 %

エ 特殊勤務手当(令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)		89 千円	
職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)		12,685 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和6年度)		53.8 %	
手当の種類(手当数)		5	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
呼出待機手当	業務従事職員	週休日又は休日に緊急呼出しに応じるため自宅待機	1回800円
応急復旧作業従事手当	業務従事職員	風水害等非常災害時に応急復旧作業に直接従事	1時間320円
非常時配備手当	業務従事職員	渇水又は災害等の非常時に注意、警戒及び非常災害体制の要員として勤務時間外に非常配置	1回1,200円
用地交渉手当	業務従事職員	庁外において、勤務時間外に1時間以上公共用地等の取得若しくは補償のため、当該権利者と直接面接して折衝事務に従事	日額800円
財産差押引揚手当	業務従事職員	下水道使用料その他徴収金の滞納による財産差押え又は財産差押え物件の引揚げに現地で直接従事	1世帯800円

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和6年度決算)	5,161 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	589 千円
支給実績(令和5年度決算)	2,748 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	351 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当(令和7年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(令和6年度決算)	職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)
扶養手当	扶養親族一人につき月額4,000円から11,300円	同じ	—	1,871 千円	187,140 円
住居手当	家賃区分により最高月額28,000円	同じ	—	600 千円	200,066 円
通勤手当	交通機関の利用者は運賃を基礎として月額最高150,000円まで、自動車などの使用者は距離区分により月額3,000円から28,000円	同じ	—	940 千円	85,481 円
管理職手当	役職に応じて1月当たり定額を支給	同じ	—	3,354 千円	559,000 円
宿日直手当	宿日直勤務1回につき5,600円	同じ	—	25 千円	6,300 円
管理職員特別勤務手当	管理職が週休日及び休日に勤務した場合、1回当たり6,000円等	同じ	—	256 千円	42,666 円

② 下水道事業

a. 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和5年度の総費用に占 める職員給与費比率
6年度	千円 1,454,375	千円 32,981	千円 61,382	% 4.2	% 4.0

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
6年度	人 10	千円 37,927	千円 13,203	千円 10,359	千円 61,489	千円 6,148

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含めていません。  
 2 職員数については、令和7年3月31日現在の人数です。  
 3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含みません。

b. 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和7年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
笠岡市	44.9 歳	360,014 円	545,679 円

- (注) 基本給には、扶養手当を含む。  
 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

c. 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

下 水 道 会 計		一 般 会 計	
1人当たり平均支給額（令和6年度） 926 千円		1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,649 千円	
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 ( 1.40 ) 月分		(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 ( 1.00 ) 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	

- (注) ( )内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和7年4月1日現在）

下 水 道 会 計			一 般 会 計		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.67 月分	24.587 月分	勤続20年	19.67 月分	24.587 月分
勤続25年	28.04 月分	33.270 月分	勤続25年	28.04 月分	33.270 月分
勤続35年	39.76 月分	47.710 月分	勤続35年	39.76 月分	47.710 月分
最高限度額	47.71 月分	47.709 月分	最高限度額	47.71 月分	47.709 月分
その他の加算措置 (退職時特別昇給 制度なし)	定年前早期退職特例（2～45%加算） 制度なし		その他の加算措置 (退職時特別昇給 制度なし)	定年前早期退職特例（2～45%加算） 制度なし	
1人当たり平均支給額	0 千円	21,277 千円	1人当たり平均支給額	1,661 千円	20,389 千円

- (注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。  
 2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当

(令和7年4月1日現在)

支給実績（令和6年度決算）		0 千円	
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）		0 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
岡山市	3 %	0 人	3 %
大阪市	16 %	0 人	16 %
東京都のうち特別区	20 %	0 人	20 %

エ 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）		2 千円	
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）		1,600 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和6年度）		0.0 %	
手当の種類（手当数）		5	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
呼出待機手当	業務従事職員	週休日又は休日に緊急呼出しに応じるため自宅待機	1回800円
応急復旧作業従事手当	業務従事職員	風水害等非常災害時に応急復旧作業に直接従事	1時間320円
非常時配備手当	業務従事職員	濁水又は災害等の非常時に注意、警戒及び非常災害体制の要員として勤務時間外に非常配置	1回1,200円
用地交渉手当	業務従事職員	庁外において、勤務時間外に1時間以上公共用地等の取得若しくは補償のため、当該権利者と直接面接して折衝事務に従事	日額800円
財産差押引揚手当	業務従事職員	下水道使用料その他徴収金の滞納による財産差押え又は財産差押え物件の引揚げに現地で直接従事	1世帯800円

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和6年度決算）	1,331 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	342 千円
支給実績（令和5年度決算）	610 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	107 千円

（注）時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（令和6年度決算）	職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）
扶養手当	扶養親族一人につき月額4,000円から11,300円	同じ	—	1,652 千円	183,555 円
住居手当	家賃区分により最高月額28,000円	同じ	—	972 千円	324,000 円
通勤手当	交通機関の利用者は運賃を基礎として月額最高150,000円まで、自動車などの使用者は距離区分により月額3,000円から28,000円	同じ	—	349 千円	58,166 円
管理職手当	役職に応じて1月当たり定額を支給	同じ	—	1,956 千円	489,000 円
宿日直手当	宿日直勤務1回につき5,600円	同じ	—	0 千円	0 円
管理職員特別勤務手当	管理職が週休日及び休日に勤務した場合、1回当たり6,000円等	同じ	—	6 千円	6,000 円

③ 病院事業

a. 職員給与と費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与と費 B	総費用に占める職員給与と費比率 B/A	(参考) 令和5年度の総費用に占める職員給与と費比率
6年度	千円 1,922,751	千円 31,336	千円 1,092,927	% 56.8	% 52.5

区分	職員数 A	給 与 費			一人当たり 給与と費 B/A	
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当		
6年度	人 93	千円 388,137	千円 97,007	千円 79,640	千円 564,784	千円 6,073

（注）1 職員手当には退職給与金を含めていません。

2 職員数については、令和7年3月31日現在の人数です。

3 職員数及び給与と費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含みません。

b. 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和7年4月1日現在）

医師

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
笠岡市	49.9 歳	581,240 円	1,270,516 円

看護師

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
笠岡市	49.2 歳	355,170 円	548,144 円

事務職

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
笠岡市	45.2 歳	371,138 円	586,290 円

(注) 基本給には、扶養手当を含む。  
平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

c. 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

病院会計	一般会計
1人当たり平均支給額（令和6年度） 964 千円	1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,649 千円
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 ( 1.40 ) 月分 勤勉手当 2.10 月分 ( 1.00 ) 月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 ( 1.40 ) 月分 勤勉手当 2.10 月分 ( 1.00 ) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%

(注) ( )内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和7年4月1日現在）

病院会計			一般会計		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.67 月分	24.587 月分	勤続20年	19.67 月分	24.587 月分
勤続25年	28.04 月分	33.27 月分	勤続25年	28.04 月分	33.27 月分
勤続35年	39.76 月分	47.71 月分	勤続35年	39.76 月分	47.71 月分
最高限度額	47.71 月分	47.71 月分	最高限度額	47.71 月分	47.71 月分
その他の加算措置 (退職時特別昇給 制度なし)	定年前早期退職特例(2～45%加算)		その他の加算措置 (退職時特別昇給 制度なし)	定年前早期退職特例(2～45%加算)	
1人当たり平均支給額	3,102 千円	22,827 千円	1人当たり平均支給額	1,661 千円	20,389 千円

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。  
2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当

(令和7年4月1日現在)

支給実績（令和6年度決算）		0 千円	
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）		0 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
岡山市	3 %	0 人	3 %
大阪市	16 %	0 人	16 %
東京都のうち特別区	20 %	0 人	20 %

エ 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）			39,074 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）			651,231 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和6年度）			64.5 %
手当の種類（手当数）			12
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
医療手当	医師	市民病院、白石島診療所及び真鍋島診療所で医療に従事	月額 給料月額の40%以上100%以下
病院職員手当	放射線技師、臨床検査技師及び衛生検査技師	市民病院で診療又は危険物の取扱いに従事	1日240円
夜間看護手当	病棟に勤務する助産師、看護師、准看護師	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる看護の業務に従事	勤務時間が深夜の全部を含む
			4時間以上
			2時間超4時間未満
			2時間未満
救急手当	医師	救急のため勤務時間外に勤務	4時間超
			2時間超4時間以内
			2時間以内
	その他職員	救急のため勤務時間外に勤務	1回800円
感染症防疫従事手当	業務従事職員	感染症患者又は感染症の病原体に汚染され、若しくは汚染された疑いのある物件に接触し防疫に従事	1回400円
医師派遣手当	医師	派遣協定により他院で診察	—
手術手当	医師	手術室において行う手術に術者等として従事。ただし、1回当たりの手術点数が1,000点以上の手術に限る。	術者の場合 手術料の8% 助手の場合 手術料の2%
時間外診療手当	医師	正規の勤務時間外に、診療及び入院する患者のため医療に従事	診療1回 500円 入院1回 3,000円
診断書作成手当	医師	1通あたり5,000円以上の診断書を作成	1回1,000円
入院手当	医師	入院する患者を受け持った医師	患者1人1日 130円
薬剤師手当	薬剤師	市民病院で調剤・製剤・薬品管理・服薬指導等の業務に従事	1日2,500円
外来手当	医師	外来の患者を受け持った医師	患者1人1日30円

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和6年度決算）	20,471 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	261 千円
支給実績（令和5年度決算）	22,734 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	301 千円

（注）時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（令和6年度決算）	職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）
扶養手当	扶養親族一人につき月額4,000円から11,300円	同じ	—	10,445 千円	274,855 円
住居手当	家賃区分により最高月額28,000円	同じ	—	4,377 千円	273,531 円
通勤手当	交通機関の利用者は運賃を基礎として月額最高150,000円まで、自動車などの使用者は距離区分により月額3,000円から28,000円	同じ	—	6,570 千円	75,516 円
管理職手当	役職に応じて1月当たり定額を支給	同じ	—	6,408 千円	582,545 円
宿日直手当	宿日直勤務1回につき5,800円	同じ	—	7,517 千円	313,208 円
管理職員特別勤務手当	管理職が週休日及び休日に勤務した場合、1回当たり6,000円等	同じ	—	46 千円	11,500 円

#### 4. 職員の勤務時間その他勤務条件の状況

##### (1) 勤務時間の状況 (令和7年4月1日現在)

1週間の正規の勤務時間	1日の正規の勤務時間	勤務時間の開始時刻	勤務時間の終了時刻	休憩時間
38時間45分	7時間45分	8時30分	17時15分	1時間

※部署により異なります。

##### (2) 休暇の状況 (令和7年4月1日現在)

年次休暇	年度で20日を付与
病欠休暇	医師の証明等に基づき、引き続き90日を超えない範囲内で最小限度必要と認める日又は時間
特別休暇	忌引休暇、結婚休暇、看護育成休暇、産前・産後休暇、子の出生休暇など
介護休暇 (無給)	配偶者・父母・子等で負傷・疾病等により2週間以上の期間にわたり介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合

#### 5. 職員の休業に関する状況について

種類	取得者数 (人)		計 (人)
	男	女	
育児休業	3	13	16
	0	9	9
自己啓発等休業	0	0	0
	0	0	0
配偶者同行休業	0	0	0
	0	0	0

※取得者数上段は当該年度において、新たに休業を取得した職員数です。

下段は前年度から引き続いて休業を取得した職員数です。

#### 6. 職員の分限及び懲戒処分の状況について

##### (1) 分限処分の状況 (令和6年4月1日～令和7年3月31日)

(件)

事由	降任	免職	休職	降給	計
勤務実績が良くない場合	0	0	0	0	0
心身の故障の場合	0	0	9	0	9
職に必要な適格性を欠く場合	0	0	0	0	0
職制、定数の改廃、予算減少により廃職、過員を生じた場合	0	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合	0	0	0	0	0
その他条例で定める場合	0	0	0	0	0
計	0	0	9	0	9

##### (2) 懲戒処分の状況 (令和6年4月1日～令和7年3月31日)

(件)

事由	戒告	減給	停職	免職	計
法令等違反	0	0	0	0	0
職務上の義務違反・怠慢	2	0	0	0	2
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行	0	0	0	0	0
計	2	0	0	0	2

#### 7. 職員のサービスの状況

職員の服務規律については、次のような根本基準及び義務が法律上規定されております。

根本基準	すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。
------	--

職員の義務	法令等及び上司の職務上の命令に従う義務	職務を遂行するに当たっては、法令、条例、規則、規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に従わなければならない。
	信用失墜行為の禁止	職の信用を傷つけたり、職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。
	秘密を守る義務	職務上知り得た秘密をもらしてはならない。退職後も同様である。
	職務に専念する義務	勤務時間及び職務遂行上の注意力のすべてを職責遂行のために用いなければならない。
	政治的行為の制限	政党その他政治的団体の結成に関与したりこれらの団体の役員になったりするなどの政治的行為をしてはならない。
	争議行為等の禁止	争議行為をしたり、企てたり、そそのかしたりしてはならない。
営利企業等の従事制限	営利企業等への従事は制限されており、許可を受けなければ従事することはできない。	

#### 8. 職員の退職管理の状況

特記事項なし

## 9. 職員の研修の状況

### (1) 職員の研修の体系

#### 職員研修体系

自己啓発	<input type="checkbox"/> 自学自立研修 <input type="checkbox"/> 資格取得助成		
職員能力向上研修	基礎研修	<input type="checkbox"/> 新規採用職員研修 <small>(接遇研修, 地方自治法研修, 協働のまちづくり研修, 笠岡市財政研修, 文書事務研修, 島しょ部実地見学研修, 市内外施設見学研修, 他団体派遣研修 等)</small> <input type="checkbox"/> 公務員倫理研修	
	階層別研修	<input type="checkbox"/> 一般職員研修 (初級・中級・上級) <input type="checkbox"/> 新任役職研修 (課長・課長補佐・係長) <input type="checkbox"/> 業務別専門研修	<input type="checkbox"/> 各階層別実務能力向上研修 (政策形成能力養成) <small>※政策立案・法制執務研修 等</small> <input type="checkbox"/> 各階層別実務能力向上研修 (調整・説明能力養成) <small>※ファシリテーション・説明説得能力・クレーム対応研修 等</small> <input type="checkbox"/> 各階層別実務能力向上研修 (職務遂行力養成) <small>※交渉力向上・プレゼンテーション 等</small>
	派遣・交流研修	<input type="checkbox"/> 自治大学校派遣研修 <input type="checkbox"/> 他自治体派遣研修 <input type="checkbox"/> 民間・海外派遣研修	<input type="checkbox"/> 高梁川流域自治体合同研修 <input type="checkbox"/> 備後圏域自治体合同研修
組織力向上研修	<input type="checkbox"/> OJT (メンター) 研修 <input type="checkbox"/> 人事評価研修 <input type="checkbox"/> DX研修	<input type="checkbox"/> 人権・多様性研修 <input type="checkbox"/> ハラスメント防止研修 <input type="checkbox"/> メンタルヘルス研修	<input type="checkbox"/> コミュニケーション (接遇) 研修

## 10. 職員の福祉及び利益の保護の状況

### (1) 職員の健康管理及び疾病予防

職員の安全と健康確保を目的に健康診断・短期人間ドック・生活習慣病検診を実施しています。

また、職員のメンタルヘルス対策として、専門医によるストレス相談を実施しています。

区 分	受診件数(令和6年度)
定期健康診断	278 件
新規採用時健康診断	26 件
短期人間ドック	571 件

### (2) 公務災害の発生状況

区 分	発生件数(令和6年度)
公務災害	6 件
通勤災害	1 件

### (3) 公平委員会の業務の状況

公平委員会は、職員の利益の保護と公正な人事権の行使を保障するために、任命権者から独立した地位を有する機関であり、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査、判定し、必要な措置をとったり、職員に対する不利益処分についての不服申立てに対する裁決又は決定をするなどしています。

#### 1 勤務条件に関する措置の要求の状況

令和6年度は、勤務条件に関する措置の要求はありませんでした。

#### 2 不利益処分に関する審査請求の状況

令和6年度は、不利益処分に関する審査請求はありませんでした。

## 11. ハラスメントに関する申出の件数

令和6年度申出件数    43 件

問い合わせ・・・人事課    TEL 69-2124